

# 少額随意契約の基準額の見直しについて

## 1 概要

国では昨今の物価上昇や事務の効率化の観点を踏まえ、少額随意契約ができる金額を見直しました。これに伴い地方自治法施行令も改正され地方公共団体の少額随意契約ができる金額も見直されました。

遠軽地区広域組合でもこれを受け少額随意契約の基準額を見直しました。

## 2 内容

少額随意契約ができる場合の予定価格の上限額を次のとおり引き上げます。

契約の種類	改正前	改正後
(1) 工事又は製造の請負	130万円	200万円
(2) 財産の買入れ	80万円	150万円
(3) 物件の借入れ	40万円	80万円
(4) 財産の売払い	30万円	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円

## 3 施行日

令和7年4月1日